

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第30号	受理年月日	令和5年8月28日
件名	学童保育の一支援単位70人の是正に関する陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>「目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、学童保育の運営に関して定められています。その中には「1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と明記されています。また、2018年6月29日の付帯事項により、「当分の間、(中略)同項中『40人』とあるのは、『60人』とする」とあります。</p> <p>「今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針」においても、「基準条例では、一つの支援単位を構成する児童数は概ね40人以下としていますが、当分の間60人もしくは別途定める人数としています」という記載があります。</p> <p>2015年の烏森学童保育クラブの民営化説明会の議事録では、当時の課長が計算上89人許容できる学童において「学童保育クラブの運営上のリミットとしての水準が60人と考えています」と回答しています。これは前述の条例および方針との整合性が取れています。</p> <p>1支援単位の規模は、本来40名、暫定的に60名というのが条例に基づいた運用だと考えていますが、実体としてはそのように運営されていないので、下記2点を要望します。</p> <p>要望① 基準条例にある「一支援単位の児童数60人以下」の運用</p> <p>目黒区内では、10の施設が一支援単位60人を超える受入上限数で運用されています。その10施設のうち9施設は70人以下で運用されており、70人を超える学童は田道小内学童の1施設のみです。(※田道小内学童は定員35人に対して受入上限数84人)</p> <p>このような状況が影響しているのか判断できませんが、行政の説明には、まるで1支援単位の上限が「70人」というような説明が随所に出てきます。目黒区学童保育連絡協議会が毎年出している要望に対する回答には2019年から毎回「1つのクラブにおいて70人を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように」と回答されています。</p> <p>学童民営化のパブリックコメントの回答の中にも「60名を超える需要が続き、70名以上となる場合には、2クラス等の運営ができるように施設を整備しています」※という回答があります。しかし、条例に「70人」という記載はありません。条例に従うのであれば、「60人を超える需要が続く場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備しています」という回答が適切だと考えられます。</p> <p>実態によって条例を都合よく解釈してよいわけではありません。改めて、条例に従った運用を行ってほしいです。また、区民が誤解するような説明をしないようお願いいたします。</p> <p>※ 区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画素案(令和3年度～8年度)に対</p>			

する区民意見募集の実施結果について

要望② 一支援単位の児童数40人に向けた計画の提示

40人を超える集団については目黒区行政もパブリックコメントの回答にてリスクを認識しています。

一支援単位40人を超える状態は、子どもにとって望ましくないとされており、安全面などの危険も指摘されています。しかし、現状では「当面の間60人」とされた「60人」さえも守られていません。また、その「当面」の期間が条例に付帯事項を設定してから既に5年目に入っているにもかかわらず、一施設たりとも是正の計画が提出されていません。

NHKなどで40人を超える学童に関する問題がニュースになっており、そのような状態が常態化していることに対する関心が高まっています。目黒区においても、前述のように安全性への懸念を認識しながらも、十分な対策が取られていない状態です。万が一、大きな事故などが発生してしまうと、取り返しのつかない事態となります。

一支援単位40人に向けた計画の提示を求めます。

【陳情事項】

- 1 基準条例にある「一支援単位の児童数60人以下」の運用を行ってください。
- 2 一支援単位の児童数40人に向けた計画の提示を検討してください。